

農地法第3条許可申請書 添付書類一覧

南箕輪村農業委員会

書 類 名	農業委員会 事務局提出		地区担当 委員に提出	備 考	確認チェック (申請者)
	所有権	貸借権			
農地法第3条の規定による許可申請書 (様式第1号の1)	1部	1部	1部(写)	記入例を参考に御記入ください。	☐
申請書別添 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)	1部	1部	1部(写)	許可申請書(別添)については譲受(借受)人の状況について記入をお願いします。	☐
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)	1部	1部	1部(写)	譲受(借受)人の状況について記入をお願いします。	☐
農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙2)	1部	1部	1部(写)	譲受(借受)人が農地所有適格法人の場合	☐
委任状	1部	1部	—	本人申請の時は不要	☐
全部事項証明書(登記簿謄本) 法務局で3か月以内に発行されたもの	1部	1部	1部(写)	抵当権等の権利が設定されている場合は、承諾書が必要	☐
申請地案内図(住宅地図等)	1部	1部	1部(写)	申請箇所を色塗りしてください。	☐
譲受(借受)人の農地基本台帳又は耕作証明書	1部	1部	1部(写)	農地がある市町村の農業委員会で取得してください。 所有する農地がすべて南箕輪村にある場合は添付不要です。	☐
営農計画書(譲受(借受)人が新規就農の場合等)	1部	1部	1部(写)	左記以外の場合でも必要と判断した場合は提出を求めています。	☐
定款又寄附行為の写し	1部	1部	1部(写)	法人の場合のみ	☐
組合名簿又は株主名簿の写し	1部	1部	1部(写)	農地所有適格法人のうち法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合	☐
譲渡(貸渡)人の住民票の写し	1部	1部	1部(写)	登記簿謄本に記載された所有者住所が現住所と異なる場合	☐
譲受(借受)人の住民票	1部	1部	1部(写)	譲受(借受)人が村に住民登録がない場合(世帯全員分)	☐
貸借契約書(解除条件付き)	—	1部	1部(写)	借受人が農地所有適格法人以外の法人又は個人で常時従事要件を満たさない場合	☐
農地法第3条許可申請に伴う確認書兼合議書	1部	1部	—	地区担当委員の確認及び署名が必要となります。	☐

※ 申請内容によっては、上記一覧表記載の書類以外に必要な書類がある場合があります。
申請内容によって添付いただく書類を別表に記載しておりますので併せて御確認ください。

別表 申請内容により添付が必要となる書類

書 類 名	備 考	確認 チェック
農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付	☐
議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付	☐
基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付	☐
景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付	☐
申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど）	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付	☐
その他参考となるべき書類 損益計算書の写し 総会議事録の写し 申請者が権利を有する農地の位置図 通作経路図 確約書		☐

（提出部数）事務局：1部、地区担当委員：写し1部

※地区担当委員へ提出する書類は、コピー可（**ただし、申請地の色塗りはお願いします。**）

※譲受（借受）人が外国籍である場合、在留資格又は特別永住者である旨がわかる書類の写しを添付してください。

※行政書士等が申請の代行をする場合であっても、本人に聞き取り及び立ち合いを求めることがあります。



申請相談・お問い合わせは・・・
南箕輪村農業委員会事務局

〒399-4511

長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1

電話0265-72-2176